

のように、1975年あたりまで生活が向上し、その後安定しているという説（原・盛山 1999）と、1990年代以降、上位階層の固定性（佐藤 2000）が強まっているという説と検証作業（石田 2000, 2008）のなか、研究者の関心を引かなかった。社会学・経済学における社会移動研究は、上昇移動を経済学的な流動性による平等化への読み替え、また上位層の固定化による不平等、一方で下位層の固定化はこれら2つに引き上げられると安易に考えてきたのである。荻谷（1995, pp.29-57）も指摘するように、1950年代に提起されていた日本の教育と貧困との研究は階層研究としては消え、英国では頻繁に「貧困が再発見」されるのとなり、2000年代まで日本「貧困」は再発見されなかった（岩田 2006）。

貧困と学歴との関連は、このように、社会移動研究の枠組みで整理できるものの、変数としての地位は、職業などの階層あるいは階級として把握され、さらにその上位層の動向に焦点がおかれてきた。社会移動研究における産業化仮説はその典型といってよいだろう。そのため、貧困のような下位層の動向には目が向かなかった。貧困研究は社会福祉研究の文脈で明らかに支援対象として特別に扱われ、社会全体の中での位置づけが曖昧であったのである。

岩田（2006）が指摘するように、貧困は、「人々のある生活状態を『あってはならない』と社会が価値判断することで『発見』されるものであり、その解決を社会に迫っていくもの」であったが、それには貧困が格差・不平等研究によって社会の中に明確に位置づけられる必要があったのである。とくに、先行研究からは、格差・不平等における規定要因は、高齢化であるとする結論（大竹 2005）が政府からも支持されたが、生活保護研究などの主要な対象が母子世帯という事実からも、貧困自体の規定要因としては不十分であることは明らかである。

III データと変数

本分析には、大阪商業大学地域経済研究所と東京大学社会科学研究所が共同で実施した日本版総合的社会調査（Japanese General Social Surveys）の第1回、2000年データ（JGSS-2000、調査時期は1999年10-11月）を利用する。今後は、JGSS-2001、JGSS-2002、JGSS-2003、JGSS-2005、JGSS-2006、JGSS-2008まで範囲を広げて分析をする予定である。

本研究で使用する変数は、貧困率を計算する世帯収入変数である。世帯収入はもともと19の収入幅を用いたカテゴリー変数として把握されている³が、ここではその収入幅のちょうど真ん中に来る値を用いている。収入は前年の年収について確認している。世帯のニーズによる支出の多寡を調整するためにOECDで標準的に用いられている方式⁴を用いた。調

³ 世帯収入は、「あなたの世帯全体の昨年一年間の収入についておうかがいします。税金を差し引き前の収入でお答えください。株式配当、年金、不動産収入などすべての収入を合わせてください。」と確認している。

⁴ OECDはこの方式を公的には採用していないという指摘もあるが、本論ではイギリスのDWP (Department for Work and Pensions)に準拠した。詳細はDWP (2009)のp.183以降のAppendix 2を参照のこと。

整尺度として、OECD方式は、大人1人目を0.67、2人目以降を1人あたり0.33、14歳以上19歳未満の子どもを1人あたり0.33、14歳未満の子どもを1人あたり0.2として合計した数値を用いる。世帯収入にウエイトをつけて中央値を求め、中央値の50%を基準に「貧困層」と定義したのである。そのあと、貧困層から中央値までを「貧困～中央値」、それ以上の世帯収入層を「中央値以上」と定義した。

OECD方式では大人2人の世帯の調整尺度が1となる⁵。等価方式に比べて、OECD方式のほうが、調整済みの世帯収入は小さめに算出されることになる。たとえば、大人1人の世帯の尺度を1とした場合の、それぞれの調整尺度を[OECD方式：等価方式]で表すと、大人2人の世帯では[1.49：1.41]、大人3人の世帯では[1.98：1.73]、大人4人の世帯では[2.47：2]となる。4人世帯が大人2人、14歳未満の子ども2人で構成されていた場合でも、[2.09：2]となる。つまり、OECD方式のほうが、世帯人数が増えることによるニーズ、言い換えれば家計負担を多めに見積もっていることに留意が必要である。

親世代の貧困については、「あなたが15才の頃のあなたの世帯の収入は、当時の平均的な世帯と比べて、どうでしたか」という質問に対して、「平均よりかなり少ない」と回答したものを貧困として定義した。そのほか層は、「平均より少ない」、「ほぼ平均」、「平均より多い」、「平均よりかなり多い」である。

また、JGSS調査で用意された項目は、多くの場合、個人単位に設計されている。世帯収入に基づいて世帯ごとに分析するためには、世帯についての項目を使用するか、本分析で行うように、世帯主を特定化して分析するほうが望ましい⁶。たとえば、性別、年齢、学歴は、もともとは調査対象者個人について把握されているものであるが、調査設計上、本人、配偶者、父、母についての情報も把握されている。そこで世帯主が調査対象者本人の場合には、本人の性別、年齢、学歴を用いることにし、さらに配偶者、父、母が世帯主の場合には、それぞれの性別、年齢、学歴を特定化して採用することにした。

ここでは、西村(2010)に基づいて、JGSS-2000～JGSS-2006までの各調査年の世帯構成と調整済みの世帯収入の結果を表1に示した⁷。ここでは等価方式による数値も提示している。貧困率を算出する前に、世帯収入の概要について確認をしておこう。平均世帯収入は、1999年から低下傾向にあり、2002年から2004年が期間中の最低水準になり、2005年では477.4万円とやや上昇している。表2に示すように、それぞれの調整済み世帯収入の中央値はOECD方式で400～435万円、等価方式で288～360万円となる。本研究では、世帯収入がこの中央値の50%（貧困線）以下の場合を貧困と定義している。貧困層に加えて、世帯収入

⁵ 人数の平方根で除す等価方式では大人1人の世帯の調整尺度が1となる。

⁶ 世帯主の構成は、2000～2006年を通して、男性本人あるいは夫の場合が71～76%、女性本人あるいは妻の場合が3～9%程度、父親が10%前後で安定している。

⁷ なお、ここでは年収の年表記は、調査時点より1年前として表記している。篠崎(2007, p.148)は、「平均所得で見た場合、JGSSと政府統計の間には著しい乖離は観察されない。時系列的な推移についても類似のトレンドを有している」と指摘する一方で、「所得のばらつきについてはJGSSと政府統計の間に乖離があり、時系列的な推移についても異なるトレンドが観察される」という。篠崎は、この乖離の原因として「JGSS内の低所得世帯割合が高いこと」を指摘する。

が中央値と貧困線の間に含まれる層，中央値以上に含まれる層の3つに世帯を類型化する。調整済みの世帯収入を用いた算出によれば，貧困層が占める比率は，OECD方式で1999年の14.4%から2005年の20.1%まで上昇し，2005年に13.9%と1999年の水準まで戻っている。等価方式でも同様の傾向で1999年から2004年まで上昇しているが，2005年には1999年よりも低い水準に回復している（表2）。2003年の調査データは存在しないものの，2003-2004年間に世帯収入の底があり，また貧困率のピークも同時期であったことがわかる。ジニ係数も2004年でもっとも高くなっており⁸，この不平等度の高まりに，低収入層の増大が含まれていることを示している。2000-03は貧困率の上昇期であり，2004年以降は貧困率の改善期ということも可能かもしれない。阿部（2006）と小塩（2010）によれば，貧困率は2000年代まで高まり，その後高止まりしているという。西村（2010）は，貧困と関連の強い要因として，単身世帯，とくに，60歳以上の高齢者と20代に顕著であることを示す。また，学歴と貧困の関連は強く，その傾向が1999-2005年間を通して一貫してみられることも示した。義務教育卒の貧困率の高さは，まだその学歴が珍しくなかった高齢者においては低い可能性があると考えられたが，むしろ顕著に高くなっている。また，若年層に広がる貧困リスクの高さが懸念する。さらに，高齢者や若者に多い賃貸住宅に住む世帯，世帯主が非正規雇用・B雇下（半熟練・非熟練の被雇用者）・自営業である世帯を提示した。世帯主の貧困と就業状態との関連はこれまで計量的にはほとんど明らかではなかった。

IV 分析

IV-1 貧困の世代間継承性

JGSS-2000のデータを確認しておこう。Ⅲの結果と異なり，ここでの世帯年収は2005年に調整していない。表3は改めて1999年時の貧困率を算出したものである。

15歳時の貧困と定義した「平均よりかなり少ない」世帯収入と，現在の貧困状態との関連をみると，15歳時に貧困状態にあった235人のうち，現在貧困状態にある比率は，23.0%であり，この状態の値は，世帯主だとさらに高まり27.1%になる。そもそも現在の貧困層には，15歳時に平均以上の世帯収入があったものは，全体でわずか11.3% $((5+28)/291)$ ，世帯主に限っても11.8% $((4+18)/187)$ にすぎない。

表3-1から表3-4は，以上の関連を中学卒，高校卒，短大・高専卒，大学以上別にみたものである。15歳時の貧困状態が現在も続いているのは，中学卒がもっとも高く，世帯全体で32.1%，世帯主では39.3%にまでなる。中卒の学歴で15歳の貧困状態から脱出できるのは6割程度になる。この結果に対して，大卒の場合は（表3-4），すべてが貧困状態から脱出しており，9割前後が中央値以上の層へと上昇移動をしている。

さらに，顕著な結果は，中卒者の場合（表3-1），15歳時に貧困以上の世帯収入層であっても3割前後は，現在貧困状態に陥るリスクがあることがわかる。

⁸ OECD方式でみたジニ係数は，1999年の0.319から2004年の0.363へ高まり，2005年には0.319へと低下している。

このような単純な世代間移動表からも、学歴を媒介とする経済的な上昇移動の可能性が確認できるのである。

IV-2 学歴の世代間継承性

表4は、現在の貧困状態が確認できる標本の、親世代の取得学歴（卒業の有無を調整済み）と調査対象者本人の取得学歴（卒業の有無を調整済み）との関係をみたものである。また表4-1～表4-3は、貧困、中央値以下、中央値以上の3つの状態ごとにみた学歴継承性の結果である。表4からは、中学卒から中卒の非移動が34.5%、中卒から高卒への上昇移動が48.9%であり、それ以上の学歴を取得できたのは2割に満たない。高卒の非移動は55.3%と半数を越え、大学以上卒への上昇移動は23.8%になる。大学以上卒の非移動は52.1%とこれも半数をこえるが、高校・短大・高専への下降移動も半数近くいる。

このような結果を、貧困、中央値以下、中央値以上でみると、次のようなことがわかる。まず、貧困では、中学-中学の非移動が58.7%、高校-高校の非移動が71.4%、高校からの上昇移動が21.4%である。中央値以下で同じ学歴間移動を確認すると、37.5%、65.9%、29%、中央値以上でみると、20.4%、47.6%、50%になる。すなわち、貧困状態では、より中学-中学の非移動の比率が高く、中央値以上の3倍に近くなっている。高校-高校の非移動も貧困状態で最も高く、対して中学卒と高校卒の上昇移動は、貧困状態の場合が最も低いのである。すなわち、学歴継承性は、親から子へ低い学歴が継承されるほど、貧困状態へと進むリスクがたかいことがわかる。

IV-3 本人の学歴と経済状況

最後に、本人の取得した学歴と、その後の経済状態との関係をみたものが表6であり、表6を世帯主と世帯員別に分けてみたものが表7-1と表7-2である。表6にも明らかな通り、中卒者の31.2%が貧困層に分類される。これは高卒の12.5%の2倍以上、短大・高専卒の4.3%の8倍近く、大卒以上の3.1%の10倍になる。西村（2010, p.131-132）は、義務教育の貧困率の高さを繰り返し強調しながらも、絶対数の多い高齢者の中卒においてこそなお貧困率が高いことを示している。すなわち、中卒者と貧困が非常に密接な関係をもっていることを示しているのである。

こうした傾向は、世帯主においてより顕著になる。世帯の家計を主に担う世帯主は、より貧困リスクに陥りやすいことになる。他方で、世帯員は、全体に貧困リスクは世帯主よりも低いものの、中央値以下に多く分布しており、潜在的なリスクとなっていることがわかる。高卒の貧困リスクも低くはないが、高専・短大卒と大学以上卒では貧困リスクが極めて低い。

V 暫定的結論

ここでは、暫定的に得られた知見を整理しておこう。貧困リスクは低学歴・非正規・ブ

ルーカラー雇用で高く、正規雇用に貧困が少ないことから、雇用の正規化が貧困脱出の契機となる可能性が確認された（西村 2010）。しかし、世代間の継承性として貧困のダイナミクスを確認すると、貧困の継承に学歴を媒介とする側面があることがわかった。とくに中学校卒者の貧困リスクは顕著であり、きわめて中卒者が多い世代である高齢者においてさらに顕著な貧困リスクが確認された。このことから即座に中卒高齢者の貧困リスクを政策 이슈 とできないのは、高齢者には、すでに就業から引退し、生活補助的な就業をするものがあるからである。

とくに、親の学歴が低く、本人も同レベルあるいはそれよりも低い学歴の場合には、半数以上が貧困リスクをもつことが明らかになった。中卒者だけであることによる貧困リスクは3割程度もあることから、この貧困リスクの高さは強固なものをもっている。こうした傾向は、世帯主であることにより強化される可能性がある。世帯主になるプロセスは明らかではないが、少なくとも単身者であることは、そのまま世帯主になることを意味し、単身者の貧困リスクが高いこととの同時決定的関係がここに存在することは想定しやすい。

引用文献

- Blau, P. M., & Duncan, O. D. (1967). *The American Occupational Structure*: Wiley.
- DWP(Department for Work and Pensions). (2009). *Household Below Average Income: An analysis of the income distribution 1994/95-2007/08: HBAI series*.
- F.ハービソン, & C.A.マイヤーズ. (1961). 『工業化と経営者国際比較研究』(川田寿・久野桂 訳): ダイヤモンド社.
- F.ハービソン, & C.A.マイヤーズ. (1964). 『経済成長と人間能力の開発』(川田寿・桑田宗彦 訳): ダイヤモンド社.
- Featherman, D., Jones, F. L., & Hauser, R. M. (1975). "Assumption of Social Mobility Research in the United States: The Case of Occupational Status". *Social Science Research*, 4, 339-360.
- J.H.ゴールドソープ. (1987). 「収斂の終焉—現代西欧社会のコーポラティズムとデュアリズム」(稲上毅 訳). J.H.ゴールドソープ編『収斂の終焉—現代西欧社会のコーポラティズムとデュアリズム』有信堂高文社.
- Kerr, C. (1963). 『インダストリアリズム 工業化における経営者と労働』(川田寿 訳) 東洋経済新報社.
- Lipset, S. M., and Zetterberg, H. L. (1959). *Social Mobility in Industrial Societies*. In S. M. Lipset & R. Bendix (Eds.), *Social Mobility in Industrial Society* (pp. 11-75): University of California Press.
- 阿部彩. (2006). 「貧困の現状とその要因-1980-2000年代の貧困率上昇の要因分析」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配-格差拡大と政府の役割』東京大学出版会,

pp. 111-137

安田三郎 (1971). 社会移動の研究: 東京大学出版会.

園田英弘・広田照幸・浜名篤 (1995). 『族の歴史社会学的研究-武士の近代』名古屋大学出版会.

荻谷剛彦 (1995). 『大衆教育社会のゆくえ-学歴主義と平等神話の戦後史』中央公論社.

岩田正美 (2006). 「バスに鍵はかかってしまったか? -現代日本の貧困と福祉政策の矛盾」『思想』, pp.135-152.

橘木俊詔 (1998). 『日本の経済格差-所得と資産から考える』岩波書店.

原純輔・盛山和夫 (1999). 『社会階層: 豊かさの中の不平等』東京大学出版会.

広田照幸 (1997). 『陸軍将校の教育社会史-立身出世と天皇制』世織書房.

佐藤俊樹 (2000). 『不平等社会日本-さよなら総中流』中央公論新社.

篠崎武久 (2008). 「所得の水準とばらつきの時系列的推移について-JGSS と政府統計との比較」大阪商業大学比較地域研究所・東京大学社会科学研究所編『研究論文集[7] JGSS で見た日本人の意識と行動』 pp. 147-157.

小塩隆士 (2010). 『再分配の厚生分析』日本評論社.

盛山和夫編 (1990). 『現代日本の階層構造 (全4巻)』東京大学出版会.

盛山和夫編 (2000). 『日本の階層システム (全6巻)』東京大学出版会.

西村幸満 (2010). 「世帯収入による貧困測定の試み-1999-2005年の貧困率と世帯主の特徴との関連について」『季刊社会保障研究』Vol.46, No.2, pp.127-138.

石田浩 (2000). 「産業社会の中の日本 社会移動の国際比較と趨勢」原純輔編『日本の階層システム 第1巻: 近代化と階層』東京大学出版会, pp. 219-248.

石田浩 (2008). 「社会移動の国際比較と趨勢」直井優・藤田英典編『講座社会学 13 階層』東京大学出版会, pp. 221-256

村上泰亮 (1984) 『新中間大衆の時代-戦後日本の解剖学』中央公論社.

大竹文雄 (2005) 『日本の不平等-格差社会の幻想と未来』日本経済新聞社.

竹内洋 (1991) 『立身・苦学・出世-受験生の社会史』講談社.

天野郁夫(1992) 『学歴主義の社会史-教育と日本の近代』新潮社.

統計数理研究所国民性調査委員会 (1961,1970,1975,1982,1992) 『日本人の国民性』出光書店 (1961,1970,75 は至誠堂) .

尾高邦雄編(1958) 『職業と階層』毎日新聞社.

富永健一編(1979) 『日本の階層構造』東京大学出版会.

表1 標本調査の概要

	1999	2000	2001	2002	2004	2005
有効回答	2893	2790	2953	3663	2023	4254
世帯構成(%)						
1人	7.7	7.7	7.8	7.8	8.5	8.0
2人	24.6	26.8	22.7	25.1	26.1	26.9
3人	22.4	21.6	20.0	20.3	23.4	22.7
4人	21.4	21.7	21.5	21.4	21.5	22.0
5人	12.5	11.4	14.0	11.9	9.1	11.0
6人以上	11.5	10.8	14.1	13.5	11.4	9.5
世帯収入(2005年基準)	1971	1834	1945	2424	1202	2878
平均	501.3	483.0	462.5	437.6	463.2	477.4
S.D	313.0	298.8	304.0	285.8	333.6	301.2

出典：西村幸満(2010)「世帯収入による貧困測定を試みー1999-2005年の貧困率と世帯主の特徴との関連についてー」『季刊社会保障研究』Vol.46, No.2, p.130

表2 貧困世帯分布の概要

	I. OECD方式による貧困層(%)					II. 等価方式による貧困層(%)				
	中央値 (金額)	貧困層 (貧困 率)	貧困～ 中央値	中央値 以上	計 (標本)	中央値 (金額)	貧困層 (貧困 率)	貧困～ 中央値	中央値 以上	計 (標本)
1999年	435.0	14.4	37.9	47.8	1,971	360.1	15.7	35.9	48.4	1,971
2000年	431.7	17.0	34.9	48.1	1,834	354.0	18.7	32.8	48.5	1,834
2001年	406.0	16.5	37.1	46.4	1,945	293.0	15.7	35.2	49.1	1,945
2002年	402.4	20.1	35.9	44.1	2,424	301.8	20.7	36.6	42.7	2,424
2004年	401.2	19.6	34.8	45.6	1,202	288.7	19.6	33.8	46.7	1,202
2005年	402.0	13.9	37.5	48.6	2,878	300.0	14.9	37.8	47.3	2,878

出典：西村幸満(2010)「世帯収入による貧困測定を試みー1999-2005年の貧困率と世帯主の特徴との関連についてー」『季刊社会保障研究』Vol.46, No.2, p.130

表3 父親世代の貧困状態と本人世代の貧困状態

		本人世代				本人世代(世帯主)			
		貧困層	中央値 以下層	中央値 上層		貧困層	中央値 以下層	中央値 上層	
15歳 の こ ろ の 世 帯 収 入	平均よりかなり少ない	54 23.0	96 40.9	85 36.2	235 100.0	35 27.1	53 41.1	41 31.8	129 100.0
	平均より少ない	77 14.8	207 39.8	236 45.4	520 100.0	50 17.7	106 37.5	127 44.9	283 100.0
	ほぼ平均的	122 13.9	330 37.5	429 48.7	881 100.0	78 18.8	140 33.8	196 47.3	414 100.0
	平均より多い	28 10.2	88 32.0	159 57.8	275 100.0	18 15.8	35 30.7	61 53.5	114 100.0
	平均よりかなり多い	5 13.5	7 18.9	25 67.6	37 100.0	4 26.7	3 20.0	8 53.3	15 100.0
	無回答	5 16.1	18 58.1	8 25.8	31 100.0	2 14.3	10 71.4	2 14.3	14 100.0
総計		291 14.7	746 37.7	942 47.6	1,979 100.0	187 19.3	347 35.8	435 44.9	969 100.0

表3-1 父親世代の貧困状態と本人世代の貧困状態(中学(義務教育)卒)

中学		本人世代				本人世代(世帯主)			
		貧困層	中央値 以下層	中央値 上層		貧困層	中央値 以下層	中央値 上層	
15歳 の こ ろ の 世 帯 収 入	平均よりかなり少ない	34 32.1	45 42.5	27 25.5	106 100.0	22 39.3	21 37.5	13 23.2	56 100.0
	平均より少ない	50 34.0	71 48.3	26 17.7	147 100.0	38 40.4	37 39.4	19 20.2	94 100.0
	ほぼ平均的	57 31.5	79 43.7	45 24.9	181 100.0	39 39.0	35 35.0	26 26.0	100 100.0
	平均より多い	7 19.4	16 44.4	13 36.1	36 100.0	6 33.3	8 44.4	4 22.2	18 100.0
	平均よりかなり多い	2 50.0	1 25.0	1 25.0	4 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	2 100.0
	無回答	2 15.4	10 76.9	1 7.7	13 100.0	2 25.0	6 75.0	0 0.0	8 100.0
総計		152 31.2	222 45.6	113 23.2	487 100.0	108 38.9	108 38.9	62 22.3	278 100.0

表3-2 父親世代の貧困状態と本人世代の貧困状態(高校卒)

高校		本人世代				本人世代(世帯主)			
		貧困層	中央値 以下層	中央値 上層		貧困層	中央値 以下層	中央値 上層	
15歳のころの世帯収入	平均よりかなり少ない	17 18.1	42 44.7	35 37.2	94 100.0	11 20.0	26 47.3	18 32.7	55 100.0
	平均より少ない	25 9.3	110 40.7	135 50.0	270 100.0	11 8.4	55 42.0	65 49.6	131 100.0
	ほぼ平均的	56 13.1	177 41.4	195 45.6	428 100.0	35 19.0	68 37.0	81 44.0	184 100.0
	平均より多い	16 12.4	53 41.1	60 46.5	129 100.0	8 16.3	17 34.7	24 49.0	49 100.0
	平均よりかなり多い	3 21.4	4 28.6	7 50.0	14 100.0	3 42.9	2 28.6	2 28.6	7 100.0
	無回答	2 13.3	7 46.7	6 40.0	15 100.0	0 0.0	4 66.7	2 33.3	6 100.0
総計		119 12.5	393 41.4	438 46.1	950 100.0	68 15.7	172 39.8	192 44.4	432 100.0

表3-3 父親世代の貧困状態と本人世代の貧困状態(短大・高専卒)

短大・高専		本人世代				本人世代(世帯主)			
		貧困層	中央値 以下層	中央値 上層		貧困層	中央値 以下層	中央値 上層	
15歳のころの世帯収入	平均よりかなり少ない	3 18.8	3 18.8	10 62.5	16 100.0	2 33.3	2 33.3	2 33.3	6 100.0
	平均より少ない	0 0.0	7 18.4	31 81.6	38 100.0	0 0.0	3 20.0	12 80.0	15 100.0
	ほぼ平均的	5 4.5	33 29.5	74 66.1	112 100.0	2 6.1	11 33.3	20 60.6	33 100.0
	平均より多い	1 2.6	9 23.1	29 74.4	39 100.0	1 11.1	3 33.3	5 55.6	9 100.0
	平均よりかなり多い	0 0.0	0 0.0	3 100.0	3 100.0				
	無回答	0 0.0	1 50.0	1 50.0	2 100.0				
総計		9 4.3	53 25.2	148 70.5	210 100.0	5 7.9	19 30.2	39 61.9	63 100.0

表3-4 父親世代の貧困状態と本人世代の貧困状態(大学以上卒)

大学以上	本人世代				本人世代(世帯主)				
	貧困層	中央値 以下層	中央値 上層		貧困層	中央値 以下層	中央値 上層		
	平均よりかなり少ない	0	5	12	17	0	4	7	11
		0.0	29.4	70.6	100.0	0.0	36.4	63.6	100.0
15歳のころの世帯収入	平均より少ない	2	18	44	64	1	11	31	43
		3.1	28.1	68.8	100.0	2.3	25.6	72.1	100.0
	ほぼ平均的	3	41	112	156	2	26	66	94
		1.9	26.3	71.8	100.0	2.1	27.7	70.2	100.0
	平均より多い	4	10	57	71	3	7	28	38
		5.6	14.1	80.3	100.0	7.9	18.4	73.7	100.0
	平均よりかなり多い	0	2	14	16	0	0	6	6
		0.0	12.5	87.5	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	無回答	1	0	0	1				
		100.0	0.0	0.0	100.0				
<hr/>									
	総計	10	76	239	325	6	48	138	192
		3.1	23.4	73.5	100.0	3.1	25.0	71.9	100.0

表4 学歴の世代間継承性

父親学歴	本人学歴				
	中学	高校	短大・高専	大学以上	
中学	352	498	70	99	1,019
	34.5	48.9	6.9	9.7	100.0
高校	16	230	71	99	416
	3.9	55.3	17.1	23.8	100.0
短大・高専	0	4	4	6	14
	0.0	28.6	28.6	42.9	100.0
大学以上	0	51	42	101	194
	0.0	26.3	21.7	52.1	100.0
Total	368	783	187	305	1,643
	22.4	47.7	11.4	18.6	100.0

表5-1 貧困世帯の学歴の世代間継承性

父親学歴	本人学歴				
	中学	高校	短大・高専	大学以上	
中学	105	66	4	4	179
	58.7	36.9	2.2	2.2	100.0
高校	2	20	3	3	28
	7.1	71.4	10.7	10.7	100.0
短大・高専					
大学以上	0	4	2	2	8
	0.0	50.0	25.0	25.0	100.0
Total	107	90	9	9	215
	49.8	41.9	4.2	4.2	100.0

表5-2 中央値以下世帯の学歴の世代間継承性

父親学歴	本人学歴				
	中学	高校	短大・高専	大学以上	
中学	166	225	22	30	443
	37.5	50.8	5.0	6.8	100.0
高校	7	91	18	22	138
	5.1	65.9	13.0	15.9	100.0
短大・高専	0	1	1	1	3
	0.0	33.3	33.3	33.3	100.0
大学以上	0	17	6	16	39
	0.0	43.6	15.4	41.0	100.0
Total	173	334	47	69	623
	27.8	53.8	7.5	11.1	100.0

表5-3 中央値以上世帯の学歴の世代間継承性

父親学歴	本人学歴				
	中学	高校	短大・高専	大学以上	
中学	81	207	44	65	397
	20.4	52.1	11.1	16.4	100.0
高校	7	119	50	74	250
	2.8	47.6	20.0	29.6	100.0
短大・高専	0	3	3	5	11
	0.0	27.3	27.3	45.5	100.0
大学以上	0	30	34	83	147
	0.0	20.4	23.1	56.5	100.0
Total	88	359	131	227	805
	10.9	44.6	16.3	28.2	100.0

表6 本人の学歴と世帯の経済的状态

	本人世代			
	貧困層	中央値 以下層	中央値 上層	
中学卒	152 31.2	222 45.6	113 23.2	487 100.0
高校卒	119 12.5	393 41.4	438 46.1	950 100.0
短大・高専卒	9 4.3	53 25.2	148 48.7	210 100.0
大学以上卒	10 3.1	76 23.4	239 73.5	325 100.0
学歴計	290 14.7	744 37.7	938 47.6	1972 100.0

表7-1 世帯主本人の学歴と世帯の経済状态

	世帯主本人世代			
	貧困層	中央値 以下層	中央値 上層	
中学卒	108 38.8	108 38.8	62 22.3	278 100.0
高校卒	68 15.7	172 39.8	192 44.4	432 100.0
短大・高専卒	5 7.9	19 30.2	39 61.9	63 100.0
大学以上卒	6 3.1	48 25.0	138 71.9	192 100.0
学歴計	187 19.4	347 36.0	431 44.7	965 100.0

表7-2 世帯員本人の学歴と世帯の経済状态

	世帯員本人世代			
	貧困層	中央値 以下層	中央値 上層	
中学卒	44 21.1	114 54.5	51 24.4	209 100.0
高校卒	51 9.8	221 42.7	246 47.5	518 100.0
短大・高専卒	4 2.7	34 23.1	109 74.1	147 100.0
大学以上卒	4 3.0	28 21.1	101 75.9	133 100.0
学歴計	103 10.2	397 39.4	507 50.3	1007 100.0

黒田有志弥

国立社会保障・人口問題研究所

社会保障応用分析研究部研究員

1. はじめに

社会的に最低限度の生活を維持できない生活困窮者に対して、国がその責任において直接給付を行うことによって最低限度の生活を可能にする制度が公的扶助である。社会保険等による所得保障制度は、傷病、障害、死亡、老齢、労働災害、失業等の一般的な生活危険に対して定型的・標準的な給付を行うことによって、受給者及びその家族が貧困に陥ることを防止することを重要な目的の1つとしているが、そうした給付の対象として予め想定されていない事態が生じることがある。また、給付の対象となっている場合でも支給要件等を充足しないために給付が行わないこともある。公的扶助は、このような事態によって最低限度の生活の維持が困難となった場合に機能する制度であり、その意味で、国民生活の最後のセイフティネットとしての役割を担う。こうした公的扶助による給付は、一般的には、社会的に必要とされる最低生活水準を維持できない状態にある者に対して、最低生活を維持するために行われるものであり、最低生活水準を維持できない状態にあるか否かの認定を前提とする。この認定判断を行うためには、その前提として、どの程度の生活水準を下回れば公的扶助による給付を行うべきかの基準である最低生活水準が設定されていなければならない。この最低生活水準は、人間の生存が脅かされるほどの絶対的な貧困水準ではなく、その国のその時代において人間に値する生活を維持するに足りる水準であることが必要である¹。

わが国では、生活保護法が健康で文化的な最低限度の生活を可能にするための給付を行うことで、公的扶助の機能を担っている。生活保護法によって保障されるのは、あくまで「最低限度の生活」である。しかし、同法が憲法25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行うことを目的としている（生活保護法1条参照）から、その「最低限度の生活」は、「健康で文化的な生活水準を維持することができる」内容のものである必要がある（生活保護法3条）。何が健康で文化的な生活水準であるかを確定することは、厚生労働大臣に委任されており（生活保護法8条1項）、厚生労働大臣が厚生労働省告示の形式で定める基準（保護基準）によって示されている。この基準は、当該要保護者の世帯または個人にとって、健康で文化的な査定限度の生活を営むために何がどの程度必要かを測定するための基準であるが、厚生労働

¹ 国際人権規約のうち、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）11条1項は、「自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準」をすべての者に権利として認めることを規定している。

大臣が定めたこの基準によって測定された要保護者の需要を基礎として、本人の資産・能力の活用、扶養義務者の扶養、他法による扶助によっても要保護者がなお満たすことのできない金銭または物品の不足分が保護として行われることになる。保護の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮して決定されるが、それは、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつこれを超えないものでなければならない（生活保護法 8 条 2 項）。

この保護の基準の設定は、最低生活の水準をどのような方式に基づいて算定するかによって異なる。わが国では、この保護基準算定の方法自体が、社会的経済的状况に応じて変わってきた。すなわち、生活保護法の施行から 1961 年（昭和 36 年）まではマーケット・バスケット方式²、それ以降 1965 年（昭和 40 年）まではエンゲル方式³、以後 1983 年（昭和 58 年）までは、一般世帯と被保護者世帯の生活水準の格差を縮小することを目指した格差縮小方式、その後は、保護基準の改定を民間最終消費支出の伸び率に準拠するという水準均衡方式（消費水準比例方式）が採用され、現在に至っている。現行の保護基準は、厚生労働大臣の告示により、8 種類の保護の種類ごとに一般基準として示され、ほぼ 1 年に 1 度改定されている。

本稿の目的は、わが国において最低生活基準を設定している、この保護基準に関わる法的な論点をまとめた上で、本報告書の主たるテーマである最低所得基準（ミニマム・インカム・スタンダード（以下「MIS」という。)) について、法的な観点から若干の考察を加えることである。まず、保護基準について憲法 25 条との関係と、保護基準の設定行為に対する司法統制のあり方について、最高裁判例を参照し、その考え方を概観する。続いて、平成 22 年に相次いでされた、老齢加算の廃止にともなう生活保護変更決定処分について争われた 2 件の控訴審判決について取り上げ、保護基準設定行為に対する司法統制がどのようになされているかを見る。最後に、MIS について、その最低生活基準としての意義について検討する。

2. 憲法 25 条と生活保護基準

保護基準の法的な問題については、憲法 25 条の生存権をどのように理解するか、および、厚生労働大臣の保護基準設定行為をどのように理解するかという 2 点に集約される。この点についての著名な先例が朝日訴訟（最高裁昭和 42 年 5 月 24 日大法廷判決・民集 21 卷 5 号 1043 頁）である。

朝日訴訟は、生活保護の被保護者である原告に対し、その兄から扶養料の仕送りがな

² 最低生活水準を維持するために必要な生活用品をマーケットでバスケットに入れて購入したと仮定してこれを金銭に換算して要保護者の需要を算定する方式。

³ 最低生活水準を維持するために必要な食料費を算出した上で、これを家計調査の結果から見出したエンゲル係数で除して最低生活水準を維持するための生活費を算出する方式。

れるようになったことを理由として行われた生活保護変更決定処分が、憲法 25 条違反であるとして提起されたものである。原告は、当該処分によって形成された生活水準が憲法 25 条の健康で文化的な最低限度の生活の水準を満たさないと主張した。これに対し、最高裁は、傍論で（訴訟自体は、原告が上告審係属中に死亡したことによって終了した）、憲法 25 条につき、同条は「すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり、直接個々の国民に対して具体的権利を賦与したものではなく、「具体的権利としては、憲法の規定の趣旨を実現するために制定された生活保護法によって、はじめて与えられている」と述べた上で、「何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、いちおう、厚生大臣（現在の厚生労働大臣：筆者注）の合目的的な裁量に委ねられており、その判断は、……直ちに違法の問題を生ずることはない」が、「現実の生活条件を無視して著しく低い水準を設定する等憲法および生活保護法の趣旨・目的に反し、法律によって与えられた裁量権の限界をこえた場合または裁量権を濫用した場合には、違法な行為として司法審査の対象となる」と判示した。そして、最高裁は、生活保護基準の設定につき、厚生労働大臣が、国民所得、国の財政状態、国民の一般的生活水準等のいわゆる生活外的要素を考慮することも、その裁量に属するとした。

朝日訴訟の最高裁判決は、生活保護の給付水準に関する憲法 25 条の法規範としての効力を明らかにするとともに、生活保護給付の水準設定に関し、立法府から委任を受けた行政府の決定に対する司法権の介入の範囲を定めたという意義を有する。その後、最高裁は、立法府が「健康で文化的な最低限度の生活」の内容を決定する場合の司法審査のあり方についても、同様の考え方を踏襲している（最高裁昭和 57 年 7 月 7 日大法廷判決・民集 36 卷 7 号 1235 頁〔堀木訴訟〕）。朝日訴訟で確立された判例法理に対しては、憲法学上および社会保障法学上、憲法 25 条の意義を著しく縮減し、生活保護給付の水準の決定をほぼ全面的に立法府および行政府の裁量に委ねてしまっているとの批判が強い。こうした立場では、裁判所は、「健康で文化的な最低限度の生活」を決定できることになる。

しかし、生活保護給付の水準は、国民相互間での国民所得の再配分のあり方の問題であり、その決定は、国民一般の生活水準、国の財政状況、勤労のモラルへの配慮等多様な要素を考慮して行う政策的判断である⁴。それゆえ、朝日訴訟の最高裁判決もいうように、第一次的には、選挙によって国民から選出された立法府および立法府の委任を受けた行政府の政治的な決定に属するものと考えられる。ただし、立法府および行政府は、憲法 25 条を無視してその裁量権を行使することは許されない。その意味で、憲法 25 条 1 項は、「健康で文化的な最低限度の生活」の内容の具体化に関する立法府や行政府の決定に、超えてはならない一定の枠を設定するという機能を有する。そして、裁判所は、立法府や行政府の判断がこの枠から逸脱しているか、換言すれば、立法府および行政府の裁量権の逸脱や濫用の有無を審査することになる。例えば、何の代替施策もなく生活保護法を廃止するとか、

⁴ 岩村正彦『社会保障法 I』（弘文堂、2001 年）32 頁。

正当な理由無く保護基準を最低生活を不可能にするレベルにまで切り下げる措置をとるなどの施策によって「健康で文化的な最低限度の生活」が侵害される場合、当該措置は、憲法 25 条に違反する行為として違憲無効となると考えられる⁵。

以上のような判断枠組みの下で生活保護の給付水準の合理性についても判断されるが、現行の保護基準に関しては、例えば、東京地裁平成 8 年 7 月 31 日判決（判時 1597 号 47 頁）は当時の生活保護の水準等からみて「健康で文化的な最低限度の生活としてはほぼ妥当な水準に達している」と判示している。

3. 老齢加算の廃止に基づく生活保護決定変更処分に対する取消訴訟

近年、国の厳しい財政状況の下で、生活保護制度についても見直しが求められており、その流れの中で、老齢加算及び母子加算の減額・廃止がなされた（母子加算については、政権交代後に復活したため、その廃止の是非について争われていた裁判では訴えが取り下げられた）。この点に関連して、平成 22 年に生活保護における生活扶助の一要素として行われてきた老齢加算の廃止の適法性が争われた訴訟の控訴審判決が東京高裁と福岡高裁で相次いで出され注目される。朝日訴訟及び堀木訴訟の最高裁判決を前提に保護基準の改定の裁量統制を試みる点で共通する。

老齢加算については、厚生労働大臣が、生活保護法 8 条に基づき定める生活保護基準を、平成 16 年 3 月 25 日に改定し、原則として 70 歳以上の被保護者に行われる老齢加算を減額、平成 17 年 3 月 31 日にも同加算を再度減額、平成 18 年 3 月 31 日の改定で同加算を廃止した。

この老齢加算の減額及び廃止に至る経緯は、直前の平成 15 年についてのみ紹介すると以下のとおりである。平成 15 年 6 月 9 日、財務省の財政制度等審議会は建議で生活保護制度の見直しを要求、その中で老齢加算の廃止の検討を求めた。厚生労働省の社会保障審議会は、6 月 16 日の「今後の者愛補償改革の方向性に関する意見」で生活保護のあり方に関する専門的検討の必要を認め、内閣も 6 月 27 日の閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」の中で老齢加算等の見直しの必要を認めた。社会保障審議会は 7 月に専門委員会を設置し、この委員会は 8 月から 12 月にかけての会議を経て（老齢加算に関わる具体的議論は第 4 回から第 6 回の会議で行われた）、12 月 16 日に「生活保護制度の在り方についての中間取りまとめ」（以下「中間取りまとめ」という。）を発表した。そこでは、下記の意見が記載された。

○単身無職の一般低所得高齢者世帯の消費支出額について、70 歳以上の高齢者について、現行の老齢加算に相当するだけの特別な需要があるとは認められないため、加算そのものについては廃止の方向で見直すべきである。ただし、高齢者世帯の社会生活に必要な費用に配慮して、生活保護基準の体系の中で高齢者世帯の最低生活水準が維持されるよう引き続き検討する必要がある（以下、この文を「本件ただし書」という。）。

⁵ 西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003 年）39 頁。

○また、被保護世帯の生活水準が急に低下することのないよう、激変緩和の措置を講じるべきである。

同委員会の議論と並行して予算編成も行われ、同年 12 月 5 日の閣議決定に基づき、老齢加算の減額を前提とした平成 16 年度予算の財務省案・政府案が作成された（財務省原案内示は同月 20 日）。

このような経緯の下でなされた、老齢加算の減額及び廃止による生活保護変更決定処分に対して、高齢被保護者が各地で訴訟を提起した。その中で、北九州市在住の被保護者の一部による、平成 16 年 3 月の老齢加算の減額に基づく生活保護変更決定、及び、平成 18 年 3 月の同加算廃止に基づく生活保護変更決定を不服として提起した取消訴訟、東京都在住の被保護者の一部による、平成 18 年 3 月の老齢加算廃止に基づく生活保護変更決定を不服として提起した取消訴訟の控訴審判決が平成 22 年に東京高裁及び福岡高裁で相次いで出された。

これらの訴訟の争点は、結局のところは、老齢加算を廃止した保護基準の改定の合理性の有無に帰着するが、東京高裁平成 22 年 5 月 27 日判決（判時 2085 号 43 頁①事件）（以下、「①判決」という。要旨を本稿末尾に記載）は、控訴を棄却し（死亡した原告については原判決を取消し、訴訟終了を宣言）、他方、福岡高裁平成 22 年 6 月 14 日判決（判例時報 2085 号 43 頁）（以下、「②判決」という。要旨を本稿末尾に記載）は、老齢加算廃止による変更処分を違法と判断した。①判決と②判決は、生活保護における老齢加算の廃止の適法性に関し、結論を異にする点で興味深い。

まず、老齢加算の廃止による生活保護変更決定処分は、正当な理由なく既に決定された保護を不利益に変更されることはないと規定する生活保護法 56 条との関係が争点となった。この点に関して、①判決と②判決では異なる結論をとる。しかし、この違いはそれほど重要ではない。結局のところ、同条の適用の有無に関わらず、保護基準改定に関する裁量の逸脱及び濫用の有無が判断されることになるからである⁶。すなわち、生活保護は被保護者のその時々資産、収入、能力に対して補足的に働く最低生活保障であって、理論上はあくまでも非継続的な給付であるから、従来の制度の存続への信頼を被保護者に対し既得のものとして基礎づけることはできない。したがって、生活保護基準改定との関係で生活保護法 56 条の適用があるとする解釈をとっても、同条のいう「正当な理由」は独自の違法判断基準とはならず、結局、保護基準改定に関して裁量の逸脱や濫用があるか否かの問題となる。また、同条の適用がないとする解釈をとったとしても、保護基準改定に関して裁量の逸脱や濫用があれば保護変更処分は違法となる。要するに、生活保護法 56 条適用の有無の判断は異なるものの、①判決、②判決とも結局は保護基準改定の際の裁量の逸脱・濫用の有無を判断しており、それは妥当と考えられる。また、保護基準についての不利益変更の際の裁量行使、及び、それに対する司法審査について慎重に行うべきであるが、これは、

⁶ 太田匡彦「生活保護基準改定（老齢加算の廃止）の裁量性と不利益変更の可否」ジュリスト 1420 号（平成 22 年度重要判例解説）53 頁（2010 年）。

保護基準は、最低生活水準を定める性格のものであることからの帰結であり、保護基準改定との関係で生活保護法 56 条の独自の機能を期待する必要はないと思われる。

老齢加算の廃止の決定に関する行政の裁量の逸脱・濫用の有無の判断について、①判決は、行政が用いた資料・論拠から老齢加算廃止の決定への論証が合理的に成立するかに関心を向けている。行政が提示した老齢加算廃止の根拠は、①60 歳以上 69 歳以下の者と 70 歳以上の単身無職者のそれぞれ全体（平均）、第 I-5 分位及び第 I-10 分位の『生活扶助相当消費支出額』の比較（比較①）、②70 歳以上の単身無職者のうち第 I-5 分位の者の『生活扶助相当消費支出額』と老齢加算を除いた生活扶助基準額の平均との比較（比較②）とを踏まえて、70 歳以上の高齢者に老齢加算に相当するだけの特別需要がないと認められること、老齢加算制度の合理性を基礎付けていた事情が現在ではほぼ失われていると解されることである。①判決は、この比較①と比較②は「70 歳以上の高齢者の被保護者において、老齢加算を付加しなければならない特別の需要がないことを基礎付けるものと評価」し、老齢加算廃止の合理性を肯定した。

これに対し、②判決は、行政の判断過程として、専門委員会の実際の議論経過や中間取りまとめに至る過程を議事録等から詳細に認定し、そこでは重要な位置を与えられていた本件ただし書等の提言が無視されたとして裁量の過誤を認めた点に特徴がある。これまで、判断過程の司法統制が問題となる場合、具体的な判断過程を特定し、評価を加えるよりも、行政が論拠として用いた考慮事項を特定し、それに事実誤認を含む過誤がないか、論拠とした考慮事項から決定を論証できるかを審理する方式が多かったからである。判断過程の合理性の有無の判断のみを根拠に裁量の合理性を否定する②判決の手法はありうるものではある。しかし、②判決においては、老齢加算廃止による保護変更処分は違法とされたものの、行政の主張する推論過程が成り立たない、あるいは、老齢加算廃止より最低生活水準を下回った生活を被保護者が余儀なくされているといった認定はされていない。中間取りまとめの文言から代替措置を要請する「特別な需要」の存在が導かれるとは言えないことからすれば、現行の老齢加算に相当するだけの特別な需要が存するか否かの合理性の判断を行うべきであったと思われる。

その意味で、行政による推論の合理性の有無、すなわち、推論①及び②が老齢加算廃止の根拠となりうるとしたことに合理性があるかについて判断した①判決（及び同種の問題を扱った他の下級審裁判例）は、保護基準に対する司法統制として素直な判断である⁷。

現行の生活保護法は、被保護世帯の行いうる消費の水準として抽象的（包括的）にしか理解されていないと言える。消費支出額の比較による生活保護水準の妥当性を判断する思考は、これまでの制度運用・政策判断に整合的である。そして、このような思考方法を採用した結果、もたらされた生活水準が憲法の保障する最低生活水準を下回らない限り、当該思考方法を採用することも行政の裁量の範囲内である。

⁷ 太田・前掲注 6)

4. 小括

最低生活を保障する水準は、その国のその時代において人間に値する又は健康で文化的な生活を維持するに足りる水準である。人間が肉体的に生存できる水準はある程度客観的に確定しうるかもしれないが（これも相当困難であろうが）、それよりも高い水準である健康で文化的な最低限度の生活水準は時と場所によって変わりうる相対的なものである。その具体的内容は各種の調査・統計や理論によって決められるわけではなく、一般国民の生活水準、経済発展の状況等を勘案しながら、結局は国民の合意によって決めざるを得ない。そのため、わが国で最低生活を保障する水準として機能する生活保護制度における保護基準は、厚生労働大臣の広い裁量に委ねられ、保護基準決定に対する司法統制は、厚生労働大臣の明らかな裁量の逸脱や濫用がなければ、その判断を尊重するという立場をとっている。しかしながら、保護基準を決定するに当たり、行政がその根拠とした資料や思考方法について、その選択については行政の裁量が認められるものの、その過程における事実誤認等を含む過誤の有無について、とりわけ②判決に見られるように（その是非は議論の余地があるにしても）行政の判断過程を厳しくチェックすることにより、最低生活水準のあり方について、一定の統制を行う動きも見られる。したがって、今後、生活保護制度の見直し等を行うに当たって、最低生活基準をどのように考えるかという論点についても、その内容とともに、どのような判断過程においてその基準が設定されたのか、その判断過程は合理性を有するのかという点にもより留意する必要がある。

5. MIS の意義

MIS は、最低生活の内実をなす需要を個別具体化し、それらの価格を算定し、積み上げることによって、最低生活水準を維持するために必要な所得額を割り出す試みに他ならならず、その意味では、マーケット・バスケット方式の一類型である。しかし、このようにして得られた所得額は、仮に生活保護、老齢基礎年金、最低賃金等の最低生活を維持するための諸制度の水準と近似していたとしても、常に、その算定の根拠となった個別具体的な需要に対する評価を免れない。食費、衣類といった概括的な分類ではなく、各食事の品目や、衣類の種類や枚数に至るまでの詳細な需要の個別化は、算出された所得額によって営むことのできる具体的な生活の姿を提示できるという利点を有するものの、ある一つのモデル的な生活を営むために必要な所得額にすぎず、生活様式が多様化している現代社会において、このようなある特定の生活形態を健康で文化的な最低限度の生活として提示することに説得性は見出しがたいからである。それゆえ、仮に現行の生活保護の水準が、MIS による算定結果よりも低かったとしても、生活保護水準が最低生活基準を下回っていると単純に結論づけることはできない。

その意味で、現行の生活保護の保護基準が、マーケット・バスケット方式から離れ、一般の消費水準を参考に決定されていることには一定の合理性があると考えられる（このような行政の判断過程の合理性を肯定するがゆえに、裁判所も老齢加算廃止の合理性を肯定

している)。ただし、この合理性の根底には、一般の消費水準による支出を起こっている個人あるいは世帯は、健康で文化的な最低限度の生活以上の生活を営んでいるという前提が存在する。しかしながら、長引く不況等により一般の消費支出が低迷している昨今の状況下においては、一般の消費水準で生活する個人あるいは世帯が、健康で文化的な最低限度の生活以上の生活を営んでいると結論づけることは必ずしもできない。この点に、住民参加型のマーケット・バスケット方式である MIS による最低生活水準の提示に一定の意義を見いだせる可能性がある。すなわち、ある地域で不特定に抽出された住民の議論を加味して形成されたマーケット・バスケット方式による最低生活水準に基づく必要所得額が、その地域における実際の生活保護の給付に近似しているならば、保護基準の結果としての妥当性をある程度担保するものとも考えられるからである。

ただし、本報告書による MIS による最低生活水準の算定は、生活保護水準の算定を目的とするものではなく、一般人が考えるところの、人として恥ずかしくない生活を営むために最低必要な生活費の算定である。そのため、暗黙のうちに、モデルケースとして勤労生活を営む人が想定される傾向にある。これに対し、生活保護水準をはじめとする、最低生活水準は、一般的に、公費によって全額賄われることを前提としているから、普通の人々が働くことによって得られる所得を上回ってはいけないという考慮が働く⁸。それゆえ、最低生活水準たる生活保護水準は、MIS の結果よりも低く算定することが合理的であるとの結論に至る可能性も否定できない（そしてそのような判断の合理性を否定できるとも限らない）。その意味で、MIS の算定結果が参照されるにしても、その数値のみが一人歩きしないように注視する必要がある。

いずれにしても、生活保護の給付水準が、実際の最低生活の需要と乖離しているとの批判も多い今日においては、その方法論について精査する必要があるとはいえ、保護基準について多角的な検証を行うことが求められている。そのための 1 つ方法として、MIS のような方法も検討に値するのではないかと思われる。

【参考資料】

○東京高裁平成 22 年 5 月 27 日判決（判時 2085 号 43 頁①事件）要旨

生活保護法は、「厚生労働大臣が保護基準を設定する場合の基準として、法 3 条、8 条 2 稿を規定しており、保護基準の改定について……法 56 条の適用はない」。「保護基準の改定は、現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定する等憲法及び生活保護法の趣旨・目的に反し、法律によって与えられた裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用した場合に限

⁸ これは、社会保障制度によって保障される最低生活水準が普通の労働者の賃金水準以下であるべきだということであり、給付水準の上限が最低賃金を上限とすべきだとする劣等処遇原則とは異なる。